

事 務 連 絡

令和 7 年 6 月 25 日

一般社団法人日本港運協会 御中

国土交通省港湾局

港湾経済課

中古自動車等の港湾荷役について（周知依頼）

本年 1 月、「港湾における中古自動車等に関する放射線検査の取扱いについて（周知依頼）」（令和 7 年 1 月 29 日付け国港経第 101 号）を貴会宛に発出し、輸出先国等からの放射線検査又は放射線検査証明書の添付の要求がある場合に限り放射線検査を実施するなど適切な措置が講じられるよう、港湾運送事業者に対し要請したところです。その後、同周知依頼等の主旨も踏まえ、東京電力ホールディングス株式会社は、本年 7 月 1 日以降に実施した輸出予定の中古自動車等に係る放射線検査費用の賠償に係る請求があった場合には、その放射線検査が輸出先国又は輸出先の取引先からの要請に基づき実施されたものであること等の事情を個別に伺った上で、東京電力福島第一原子力発電所の事故と相当因果関係のある損害について、必要かつ合理的な範囲で支払うとする旨を中古自動車等の輸出業者に案内したものと承知しております。

このような状況の中、中古車輸出業関係団体は、現在、港湾関係者により求められている放射線検査が輸出先国又は輸出先の取引先からの要請に基づき実施されたものでないことに鑑み、本年 7 月 1 日以降の中古自動車等の当該放射線検査費用を負担しない旨を関係者に周知している一方、一部報道機関及び関係者からの情報によれば、港湾運送事業者は、当該放射線検査を受けていない中古自動車等の荷役を拒否する可能性があるとされています。

貴会及び貴会傘下の港湾運送事業者は、適切にご対応いただけるものと考えておりますが、当該放射線検査を受けていないことを理由として、港湾運送事業者が中古自動車等の荷役拒否を行った場合、当該事業者は、港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 15 条に規定する「不当な差別的取扱」又は同法第 21 条に規定する「利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるとき」に該当する可能性があります。

貴会におかれましては、貴会傘下の港湾運送事業者に対して、当該放射線検査を受けていないことを理由として中古自動車等の荷役拒否が行われた事実が判明した場合、当局として港湾運送事業法の上記規定に基づいて対処する可能性がある旨を周知願います。